

処方箋の表記が変更になりました

「一般名処方」を開始しました



2024年6月より当院の処方箋が「銘柄名処方」から「一般名処方」になりました。
処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じ薬を受け取ることができます。

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。
当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

「一般名処方」とは？

- ① 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名所）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ② 厚生労働省が示している記載方法に準じて
【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」
で記載されます。



「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。
ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の軽減につながります。

ご不明な点がございましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

札幌東徳洲会病院